

信託に関する規制及び信託会社の実務(4)

—信託とマネー・ローンダリングリスク

LGT ウェルスマネジメント信託株式会社 藤本夏子
法務・コンプライアンス部

— 目 次 —

第1回 信託業法（本誌293号）	
第2回 信託と金融商品取引法（本誌294号）	
第3回 信託財産の管理処分を行う上で検討が必要な 規制（本誌296号）	
第4回 信託とマネー・ローンダリングリスク	
第1節 日本におけるマネロン等対策の概要（総 論）	3. 取引時確認、確認記録の作成・保存、取 引記録等の作成・保存
第2節 信託とマネー・ローンダリングリスク	4. 疑わしい取引に関する情報の提供
第3節 犯罪による収益の移転防止に関する法律 （犯収法）	5. コルレス契約締結の際の確認
1. 目 的	6. 外国為替取引に係る通知義務
2. 特定事業者の義務、特定業務、特定取引	7. 特定事業者に求められる態勢整備
	第4節 外為法に基づく本人確認及び資産凍結 等経済制裁への対応
	1. 目 的
	2. 本人確認
	3. 資産凍結等経済制裁

第1節 日本におけるマネロン等対策の 概要（総論）

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融（以下「マネロン等」という）とは、①犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関（信託銀行、信託会社を含む）を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為（マネー・ローンダリング）、②テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為（テロ資金供与）、及び③核兵器などの大量破壊兵器の拡散に関与する者

へ資金を渡す行為（拡散金融）をいう。金融サービスを悪用して、制裁対象とされている国・組織・個人や犯罪者に資金が渡ることとなれば、更なる犯罪行為やテロ行為を助長するということにつながるため、金融機関が不正な資金の流れを止め、国際社会や政府・規制当局と連携してマネロン等対策に取り組むことの重要性は、技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等の進行、金融取引の複雑化の中で、これまでになく高まっている。マネロン等対策の機能不全による巨額の制裁金や行政処分といった過去の事例も見られ、企業のレピュテーションにも影

響することから、金融機関にとってマネロン等対策は、コンプライアンス上の最重要課題の一つと認識されている。また、金融庁は、経営陣の関与・理解の下、組織全体として実効的な管理態勢の構築を行うことが重要であるとしている⁽¹⁾。

日本におけるマネロン等対策に関する法制度は、1980年代から段階的に発展してきた。現在、①一定の範囲の事業者に顧客管理その他の防止措置を義務付けること、②マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること、③犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとする事、④テロリズムに対する資金供与を防止することの4点をその柱とし、犯収法⁽²⁾、外為法⁽³⁾、麻薬特例法⁽⁴⁾、組織的犯罪処罰法⁽⁵⁾、テロ資金提供処罰法⁽⁶⁾、及び国際テロリスト財産凍結法⁽⁷⁾等の法令のもと、マネロン等対策を実施するという構造になっている。これらの法律は、その目的により「取締規定」と「防止規定」に分けられる。

防止規定である犯収法及び外為法により、一定の範囲の事業者（特定事業者（金融機関として、信託銀行、信託会社を含む））は、顧客管理その他の犯罪収益の移転防止策等を講じること等が義務付けられている⁽⁸⁾。

日本におけるマネロン等対策の中核的な役

割は、国家公安委員会及び警察庁が担っており、犯罪収益移転防止制度の所管と法案の立案を行うとともに、資金情報機関（Financial Intelligence Unit (FIU)）の機能を果たしている。警察庁刑事局組織犯罪対策部に設置された犯罪収益移転防止対策室（Japan Financial Intelligence Center (JAFIC)）は、特定事業者から届け出られた疑わしい取引に関する情報を集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する業務等、犯収法の施行において中心的役割を果たしている⁽⁹⁾。

金融庁は、犯収法2条2項に規定する特定事業者のうち、監督対象である金融機関等（信託銀行、信託会社を含む）の監督に関して責任を負う。金融庁は、その監督する事務について、監督の考え方、監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を示した監督指針等を策定しており、その中で金融機関等のマネロン等対策に関する監督方針を示している。さらに、金融庁は、金融庁所管の事業者を対象として、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への各金融機関の取り組みについてのモニタリングの着眼点を明示する目的で、2016年にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下「マネロンガイドライン」という）を策定

【図表：日本におけるマネロン等対策に関する法制度】

取締規定	麻薬特例法、組織的犯罪処罰法 犯罪を通じて形成された財産に着目し、犯罪組織の資金基盤に打撃を与えることを目的とするもの テロ資金提供処罰法、外為法、国際テロリスト財産凍結法 テロリスト等を資産凍結等の対象とすることにより、テロリストの活動に不可欠な資金を絶つことを目的とするもの
防止規定	犯収法、外為法 犯罪による収益が移転された場合の追跡を容易にし、訴追や剥奪を免れようとする行為を困難にすることにより、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を抑止することを目的とするもの

している。信託業を営む者も、マネロンガイドラインの対象事業者として、ガイドライン中「対応が求められる事項」（これに係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴求・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、金融機関等の管理態勢の改善を図るもの）、及び「対応が期待される事項」（これに係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項）への対応が求められている。

さらに、金融庁は、リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築・維持は、国際的にみても、金融活動作業部会（Financial Action Task Force、以下「FATF」という）の勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、前記の機動的かつ実効的な対応の必要性も踏まえれば、我が国金融システムに参加する金融機関等にとっては、当然に実施していくべき事項（ミニマム・スタンダード）であるとし⁽¹⁰⁾、マネロンガイドラインでは、法令のように一律の対応を求めるものではなく、リスクベース・アプローチにより、自社の提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスク⁽¹¹⁾を踏まえ、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築・維持することが求められている。したがって、信託を営む者にとっても、当然に自社の営む信託業務の特性を踏まえたリスクベース・アプローチによるマ

ネロン等対策が必要となる。

こうした背景を受け、本稿では、信託業を営む者（特に信託会社）の観点から、信託会社に適用のある犯収法と外為法について、監督指針及びマネロンガイドラインの関連部分も踏まえ、実務上の検討点を説明する。もっとも、信託会社によって取り扱う商品・サービスの内容が異なるため、マネロン等リスクとその対策も様々であることから、本稿で検討する内容は、ひとつの考え方にすぎないことに留意されたい。

第2節 信託とマネー・ローンダリングリスク

信託業を営む信託銀行及び信託会社は、マネロン等対策に関する法律上の義務として犯収法及び外為法上の義務を履行する必要がある。加えて、金融庁の監督指針及びマネロンガイドラインにおいて、リスクベース・アプローチにより、自社のマネロン等リスクに応じた管理態勢を構築・維持することが求められている。

信託特有のマネー・ローンダリングリスクとして、「犯罪収益移転危険度調査書（National Risk Assessment (NRA)）」では、信託会社等が取り扱う信託について、「信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義並びに財産の管理権及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、マネー・ローンダリング等の有効

な手段となり得る」と評価されている⁽¹²⁾。

金融庁は、2023年6月に公表した「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」において、「信託スキームに特有な点は、金融機関と顧客の関係が、財産等の当初の保有者（委託者）、信託銀行・信託会社（受託者）のみならず、財産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となる点である。信託銀行・信託会社においては、受託者として、委託者のみならず受益者についても十分な顧客確認・リスク評価手続等を実施していく必要がある。また、特に信託会社の取り扱う商品・サービスは、個々の事業者の特徴的なものも存在する。信託会社においては、こういった商品・サービスにつき、NRA や FATF のガイダンス等を参照するだけでなく、自らの業務の特徴等を踏まえ、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価を実施する必要がある」と評価している⁽¹³⁾。また、同文書中、「金融商品取引業者のリスクの所在」として、「資産運用業務においては、投資家から犯罪収益が流入するリスクや、金融商品取引業者等の投資行動を通じた経済制裁対象者等が関与している企業等に対する資金流入のリスク等が考えられる。そのため、金融商品取引業者等はマネロン対策等においては、例えば、自社による直接的投資先であれば、投資先の役員や実質的支配者について制裁対象者リストと照合することや、ファンド・オブ・ファンズを通じた投資等、運用委託先を通じた間接的投資であれば、委託先運用業者に対してマネロン等リスク管理態勢の確認を行う等の対応が考えられる⁽¹⁴⁾。」と評価していることも踏まえ、特に運用型信託会社においては、委託者から受託する資金の源泉、信託財産の投資先及び運用委託先に対し

ても、マネロン等リスクが所在することを認識したうえで、リスク低減措置を講ずることが望ましいと考える。

金融庁は、その監督指針において、マネー・ローンダリング等の防止に向けて、信託会社及び信託兼営金融機関に対して、取引時確認等を適切に実施するための態勢整備を求めており、さらに2018年2月に、金融機関における実効的なマネロン等対策の基本的な考え方を明らかにしたマネロンガイドラインを、2021年2月には、「マネロン対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定・公表し、金融機関に求めるマネロン等対策の明確化を行うとともに、所管する金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求めている対応について態勢の整備を完了するよう要請している。そこでは、マネロン等対策はすべての金融機関等に一律に共通するものではなく、その取り扱う商品・サービス、取引形態、対象とする国・地域、顧客の属性等を踏まえたリスクベースでの態勢整備が必要であるとしている。

こうしたなか、信託会社等においては、マネロン等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等（リスク評価書）の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図ることが求められている。

第3節 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）

1. 目 的

犯収法は、FATF による平成15年（2003

年)の「40の勧告」の改訂や、マネー・ローンダリングの変化等を踏まえ、金融機関等本人確認法⁽¹⁵⁾の全部及び組織的犯罪処罰法の一部を母体として制定された法律である⁽¹⁶⁾。一定の範囲の事業者(特定事業者)による顧客等の取引時確認、記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし(犯収法1条)、犯罪による収益⁽¹⁷⁾の移転防止のための制度を定めることを内容としている。

2. 特定事業者の義務、特定業務、特定取引

(1) 特定事業者の義務

犯収法において取引時確認等の措置を講ずることとなる事業者は、「特定事業者」とされ(犯収法2条2項)、その範囲はFATFの勧告や日本における事業者の活動状況を踏まえ、定められている。金融機関等(信託銀行(同条同項1号)、信託会社(同条同項25号)、信託業法50条の2第1項の登録を受けた者(以下「自己信託会社」という)(同条同項26号)も含まれる)は、「特定事業者」である。なお、信託業法が適用されない信託受託者は、特定事業者として定められていない。

犯収法上、特定事業者には以下の義務が課せられているが、本節では、まず、信託業の観点から特定業務と特定取引等を整理し、信託会社の業務・実務に関わる点を中心に、犯収法上の義務を整理・検討する。

- ・取引時確認
- ・確認記録の作成・保存(7年間保存)

- ・取引記録等の作成・保存(7年間保存)
- ・疑わしい取引の届出(※司法書士等の士業者を除く)
- ・コルレス契約等締結時の厳格な確認
- ・外国為替取引並びに電子決済手段及び暗号資産の移転に係る通知
- ・取引時確認等を的確に行うための措置

(2) 特定業務

犯収法では、特定事業者が行う業務のすべてが必ずしも義務の対象となるわけではなく、犯収法上の措置・義務(取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出義務等)の対象となる業務(「特定業務」)の範囲が定められている。金融機関等である信託銀行及び信託会社は、当該特定事業者が行う業務(付随業務等も含む)が「特定業務」に該当する(犯収法施行令6条1項1号)。すなわち、信託会社は信託業務に加えて信託業法21条により法定他業(信託契約代理業、信託受益権売買等業務、財産の管理業務(1項))、及び承認を受けた兼業業務(2項)を行うことができるが、これらは信託会社が行う業務として「特定業務」に該当することとなる。自己信託会社は、自己信託に係る事務に関する業務が「特定業務」となる(犯収法施行令6条1項10号)⁽¹⁸⁾。

そして、「特定業務」に該当する業務においては、信託会社は取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務を負う(犯収法7条、8条)。

(3) 特定取引

特定事業者は、特定業務のうち「特定取引等」を行うに際しては、取引時確認を行わなければならない(犯収法4条1項)。「特定取引等」とは、①特定業務のうち、取引時確認

義務の対象となる行為で、政令で特定事業者毎に定められている取引のうち簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除いたもの（以下「対象取引」、犯収法施行令7条）、及び②特別の注意を要する取引（対象取引以外の取引で、顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして定められている取引⁽¹⁹⁾）の二種類の取引をいう⁽²⁰⁾。

(4) 信託に関する対象取引

「対象取引」の類型は、特定事業者毎に定められており、信託に関するものは、以下2つの類型が規定されている。

① 信託に係る契約の締結（犯収法施行令7条1項1号ハ）

既に締結された信託契約の変更、及び既に締結された信託契約に関する信託財産の追加・変更は、これには該当しないと考えられる。

また、(i)投資信託・外国投資信託の受益証券、及び(ii)外国法における(i)に相当するものについての信託契約の締結は、犯収法施行令7条1項1号リ（金商法2条8項各号の契約の締結）の類型に当たるため、重複しないよう除外されている。そして、(iii)担保付社債信託法2条1項に基づく担保付社債の発行のための社債発行企業と信託銀行・信託会社との間の信託契約の締結は、担保目的にすぎず、受益権の行使の結果資金の移動を伴うものではないことにより、除外されている⁽²¹⁾。

上記の他、犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して、「簡素な顧客管理が許容される」ものとして、その顧客である事業者が法令の規定により(i)当該法令の規

定に基づく行政庁の命令に応じて信託財産を保証金その他これに類するものの供託に充てること、又は(ii)(i)に掲げるもののほか、当該顧客がその行う事業を廃止した場合その他の当該事業に係る取引の相手方の保護に欠けるおそれがあることとなった場合に当該相手方に返還すべき金銭その他の財産を管理することのいずれかを目的として行うものについては、取引時確認義務及び確認記録の作成・保存の義務が免除されている（犯収法施行規則4条1項1号）⁽²²⁾。例えば、金融商品取引業者との顧客分別金信託（金融商品取引法43条の2第2項）、商品顧客区分管理信託（金融商品取引業等に関する内閣府令142条の5第1項）、顧客区分管理信託（金融商品取引業等に関する内閣府令143条の2第1項）、発行保証金信託契約（資金決済に関する法律16条1項）、履行保証金信託契約（資金決済に関する法律45条1項）、利用者区分管理信託（仮想通貨交換業者に関する内閣府令21条1項）等の信託契約の締結又はこれらの規定による信託行為若しくは信託法89条1項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立は、この規定により簡素な顧客管理が認められる。

② 信託行為、信託法89条1項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（一定のものを除く）（犯収法施行令7条1項1号ニ）

この規定は、信託の受益者の変更等、信託の受益者との間の法律関係の成立を対象とするものである。(i)受益者が特定されて

いない場合、(ii)受益者が存在しない場合、(iii)受益者が受益の意思表示をしていない場合、又は(iv)受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されている場合は、特定事業者がその受益者の特定・存在、その受益の意思表示、又は、停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知ったときに、その受益者について受託者と受益者との間で法律関

係が成立したものとみなされる（取引時確認が必要となる時期の詳細は、後記(4)「顧客に準ずる者」を参照のこと）。ここでも同様に、犯収法施行令7条1項1号リ（金商法2条8項各号の契約の締結）の類型に当たるものは、重複を避けるため除外されている。

【図表：特定業務・特定取引等と、適用される主な義務】

<p>特定業務（信託銀行・信託会社の場合は、そのすべての業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 取引記録等の作成・保存 - 疑わしい取引の届出
<p>特定取引等</p> <p>①対象取引（信託契約の締結等）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 取引時確認 - 確認記録の作成・保存 <p>②特別の注意を要する取引</p>

なお、取引の類型が対象取引に属しない場合であっても「特別の注意を要する取引」は、「特定取引等」に該当し、取引時確認が原則として必要となる点に留意が必要である（犯収法4条3項、施行令13条2項、規則17条）。したがって、例えば、既に締結済みの信託契約に関する信託財産の追加の態様が疑わしい取引に該当する可能性がある場合には、「特別の注意を要する取引」として、（信託契約締結時に取引時確認済みであっても改めて）取引時確認を行う必要がある。

3. 取引時確認、確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存

(1) 取引時確認

特定事業者が、「顧客等」との間で特定業

務のうち「特定取引等」を行うに際しては、犯収法上定められる取引時確認の方法に従い、本人確認書類の提示を受けるなどして「顧客等」の本人特定事項、取引を行う目的等の確認を行わなければならない（犯収法4条1項）。

本人特定事項とは、個人の場合は氏名・住所・生年月日、法人の場合は名称・所在地である。この本人特定事項の確認を行うことを「本人確認」といい、本人特定事項の他に、取引の目的、実質的所有者等の確認もあわせて行うことを「取引時確認」という。さらに、マネー・ローンダリングのリスクが高い取引（「ハイリスク取引」⁽²³⁾）については、取引時確認に係る事項をより厳格な方法で確認すること、並びに資産及び収入の状況を確認することが求められる（犯収法4条2項）。

また、取引時確認に係る事項、取引時確認のためにとった措置等は、記録し、取引終了日から7年間保存しなければならない（犯収法6条）。さらに、特定事業者は、取引時確認事項に係る情報の更新のための措置を講じること、その他必要な体制の整備を行うことを義務づけられている（犯収法10条）。

信託会社の場合は、その行う業務すべてが特定業務に該当する（犯収法別表（第4条関係）、犯収法施行令6条1項1号）。特定業務のうち対象取引に該当する業務については、取引時確認、確認記録の作成・保存が義務付けられているため、自社の行う業務内容に照らして、特に法定他業又は兼業業務として信託以外の業務を行う場合は、対象取引に該当する業務の範囲を特定し、取引時確認及び確認記録の保存・作成の要否を社内規程等に整理することが有益である。例えば、法定他業として行う信託受益権売買等業務は、金商法2条8項1号から6号まで若しくは10号に掲げる行為又は同項7号から9号までに掲げる行為により顧客等に有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結（犯収法施行令7条1項1号）に該当する場合は、対象取引である。また、信託会社が兼業業務により複数の類型の特定事業者に該当する場合には、該当する全ての特定事業者の類型を踏まえて対象取引の範囲を精査する必要がある⁽²⁴⁾。

(2) 取引時確認事務の委託

取引時確認事務を信託契約代理店等に委託できるかについては、委託した特定事業者の責任において、委託先による取引時確認及び確認記録の作成、保存の措置が確実に行われれば可能であると考えられるとされている。

この場合、特定事業者は自社で確認記録を保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておかなければならないと考えられるとされている⁽²⁵⁾。信託会社等に関する総合的な監督指針においても、信託契約代理店を通じて信託引受を行なう場合は、取引時確認等の措置の的確な実施、組織犯罪等の利用防止及び信託取引からの排除の実効性を確保するために、当該信託契約代理店と連携する態勢を整備することが求められている⁽²⁶⁾。従って、信託契約代理店が取引時確認等の業務を行う場合には、当該信託契約代理店が特定事業者に該当しない場合でも、当該信託契約代理店が犯収法に基づく手続きを理解し適切に履行することを委託契約等で要求する等の対応が必要であろう。但し、この場合においても、信託契約代理店に犯収法違反があった場合は犯収法に基づき直接に行政に対して責任を負うのは、委託元である特定事業者であって、委託先企業ではないため⁽²⁷⁾、定期的な代理店監査等を通じて、代理店が犯収法に基づく手続きを適切に履行しているかを検証するといった確認を行うことは有益である。

(3) 「顧客等」

取引時確認の対象となる「顧客等」とは、「顧客（クレジットカード事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう」とされている（犯収法2条3項）。顧客とは取引の相手方であり、取引の内容が契約の締結である場合は契約の相手方が顧客となる。犯収法上、「顧客」の定義は存在しないが、「顧客」とは、特定事業者が特定業務において行う特定取引等の相手方をいい、これに当たるか否かについては、

取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰かということと、取引の利益(計算)が実際には誰に帰属するのかということを経済判断して決定される⁽²⁸⁾。

(4) 「顧客に準ずる者」

信託の受益者は、「顧客に準ずる者」として定められている(犯収法施行令5条、犯収法施行規則3条)。このため、信託契約の締結、受益者指定権の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立に際しての取引時確認の対象は、契約の相手方である委託者に加え、受益者も「顧客等」に含まれ、「特定取引等」を行うに際しては、取引時確認が必要である。これは、受益者は、信託財産から生じる財産的利益を享受する者であり、信託という形式を用いた犯罪収益の移転が行われる場合には当然に主要なステークホルダーになるため、

これらの取引が受託者と受益者との間で行われた場合には、受託者である特定事業者に受益者の取引時確認を行う必要があることを規定するものである⁽²⁹⁾。委託者と受益者が異なる他益信託の場合、信託契約の締結は、信託の委託者と受託者との間で行われることもあるため、受益者の取引時確認が必要であることに留意が必要である。

信託契約締結時に、①信託契約の締結と、②受益者との法律関係の成立との双方が「顧客等との取引」となりうる。①との関係では信託契約の相手方である委託者が顧客等となり、②との関係では、受益者が顧客等となる⁽³⁰⁾。自益信託の場合は、信託契約時の委託者の取引時確認をもって①及び②の取引時確認が同時に終了したとみなすことができるとされている⁽³¹⁾。一方、他益信託の場合の受益者の取引時確認の時期は、犯収法7条2項において、次のように規定されている。

【図表：他益信託の場合の受益者の取引時確認の時期⁽³²⁾】

場 合	取引時確認の必要なタイミング
受益者が特定されていない場合	特定を知った時
受益者が存在しない場合	存在するようになり、かつ、その存在を知った時
受益者が受益の意思表示をしていない場合	受益の意思表示を知った時
受益権に停止条件が付されている場合	停止条件の成就を知った時
受益権に停止期限が付されている場合	停止期限の到来を知った時

ここでいう、「知った時」は、例えば、①受益者が受託者に信託財産に係る給付請求をしたとき、②受益証券発行信託の場合の譲受人が、受託者に受益権原簿の受益権者名の書換請求をした時等、受託者が信託に関して、当該受益者との間での行為を通じて受益

者を確知したと言い得る場合との趣旨とされる⁽³³⁾。

なお、信託の受益者のうち一定の者については、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用する自由度が低い等の理由により、取引時確認の対象とはならない(犯収法施行

令5条、犯収法施行規則3条)。この規定により、例えば、①勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約（給与からの天引き又は継続的雇用者による拠出金の払込みによるものであり、受益者が自由に活用できるものではない）②年金に関する信託（給付金の支給開始年齢は一定年齢以上であり、契約の締結から受給の開始まで長期間を要すること）、並びに③加入者保護信託契約（性質上、犯罪による収益の移転に利用される恐れが低い）は、その性質に鑑みテロ資金供与及びマネロンに利用する自由度が低いことを理由に、取引時確認の対象から除外されている⁽³⁴⁾。

(5) 代表者等についての確認

特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合（例えば、顧客等が法人である場合や、顧客等（法人・自然人）の代理人が取引の任に当たっている場合）には、顧客等についての確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人（代表者等）について、その本人特定事項の確認を行う必要がある（なお、法人の「代表者等」は、法人を代表する権限を有している者には限られない）（犯収法4条4項）。また、代表者等の本人特定事項を確認するに当たっては、その前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが確認できること等の当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由の確認が必要となる（犯収法施行規則12条5項）。

顧客が法人である場合の取引の任に当たっている自然人（取引担当者）、又は顧客（自然人・法人）が代理人や受益者代理人を指定

する場合は、それらの者についても本人特定事項の確認が必要となる。

(6) 確認記録の作成・保存

特定事業者が取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない（犯収法6条1項）。記録事項は、顧客等の属性（自然人・法人）、代表者等による取引であるか否か、本人確認書類の提示・送付を受けたか等により記録すべき事項が異なる（犯収法施行規則20条1項各号）。なお、確認記録の内容に変更又は追加があることを知った場合には、当該変更・追加事項を確認記録に付記する必要があるが、その際、既に確認記録に記載されている内容を消去してはならない（犯収法施行規則20条3項）。

(7) 取引記録等の作成・保存

特定事業者は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引等を除き、直ちに取引の期日・内容等を記録し7年間保存しなければならない（犯収法7条1項）。この義務は、特定業務に係る取引を対象としている（特定取引等に限られない）ため、取引時確認を行うべき取引に限らず作成する必要がある。例えば、締結済みの信託契約に係る各種取引（信託財産の追加・変更、信託財産の運用のための各種取引等）も取引記録の作成・保存義務の対象となる。

4. 疑わしい取引に関する情報の提供

(1) 届出制度

疑わしい取引の届出制度は、特定事業者が届け出た情報をマネー・ローンダリング事犯及びその前提犯罪の捜査等に役立てるととも

に、特定事業者の提供するサービスが犯罪者に利用されることを防止し、経済活動の健全性とその信頼を確保することを目的とする制度である。

特定事業者は、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、①特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合、又は②特定業務に関し顧客が犯罪による収益の隠匿を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない（犯収法12条及び13条）。特定業

務に係る取引全般が対象であるため、取引時確認・取引記録等保存の対象となっていない取引（例えば、信託契約の締結の後の入出金等）も疑わしい取引の届出の対象となる。

疑わしい取引の届出の要否の判断は、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って、当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない（犯収法8条2項）。

主務省令で定める項目（犯収法施行規則 26 条各項）	
①	他の顧客等との間で通常行う一般的な取引の態様との比較（その業界における一般的な商慣習に照らして、マネロンの疑いがあるかどうかを確認するもの）
②	当該顧客等との過去の取引の態様との比較（過去の顧客等との取引と比較して、マネロンの疑いがあるかどうかを確認するもの）
③	取引時確認の結果とその他取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

主務省令で定める方法（犯収法施行規則27条各項）	
新規顧客 一見客	上記①から③の項目を他の顧客等の取引と比較して疑わしい点がないかを判断
既存顧客	上記①から③の項目に従った確認に加え、確認記録・取引記録を作成・保存しているため、当該顧客等のこれら記録に基づき、当該顧客等の過去の取引と比較して疑わしい点がないかを判断
マネロンリスクが 高い取引	上記の新規顧客・一见客及び既存顧客の確認方法に加え、 - 顧客等又は代表者等に対する質問その他の調査（取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集すること等 ⁽³⁵⁾ ）を行ったうえで、 - 業務統括管理者等が当該取引に疑わしい点がないかを確認

判断に際しては、当該特定事業者の業種及び規模に応じて必要と考えられる範囲で行うこととなるとされる⁽³⁶⁾。信託会社に関する総合的な監督指針においては、疑わしい取引の届出を行うに当たって、顧客等の属性、取引時の状況その他信託会社の保有している当

該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で上記の項目・方法に従った適切な検討・判断が行われる態勢を整備することが要求されている。態勢整備に当たっては、①顧客等の資産背景、資金源泉、取引関係者等の相互関係、並びに、個別に取り組みされる金融取引

等の真の取引目的や取引背景を的確かつ十分に把握し、取引時確認事務の確実な実行と、顧客等及び取引等の適否について十分な審査が適時・適切に行われること。単に委託者の取引時確認にとどまらず、資産の流動化・証券化スキームのアレンジャー、委託者から委任を受けた指図権者、委託者又は受益者の指名により信託業務を委託される第三者及び受益者といった、信託スキームの関係者の相互関係、受託財産の取得経緯や信託の利用目的、契約の内容等も総合的に勘案し、当該信託スキームが組織犯罪等に利用されるものではないことを確認・検証すること、②信託会社の業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。また、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍、外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性や、外為取引と国内取引との別、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮し、さらに、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行う（例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なう）ことに留意が必要とされている⁽³⁷⁾。つまり、信託会社は、犯収法上要求されている取引時確認の項目にとどまらず、自社の業務の特性とリスクに応じた追加的な項目（監督指針に挙げられている事項に加えて、例えば受託する信託財産の原資の適正性、顧客に関するネガティブ・ニュースの洗出し等）を信託契約の締結に際して確認し、その情報の継続的な更新を通じて、自社が保

有する顧客情報に照らし、疑わしい取引の届出の検討・判断を行うことが求められていると考える。

なお、疑わしい取引の届出は、顧客等との間に取引が成立したことは必ずしも必要ではなく、例えば、顧客等がマネロン等を行っている疑いがあるため取引を謝絶する場合等、取引未了の場合も届出を行うべきとされる⁽³⁸⁾。したがって、例えば、取引審査の段階で反社会的勢力リストとの照合により、委託者が暴力団員であることが判明した場合、イスラム過激派やタリバーン関係者等の国際テロリストに該当する個人及び団体との関係が疑われる場合には、取引を謝絶するとともに、疑わしい取引の届出を提出することとなる。

(2) 疑わしい取引の参考事例

我が国ではそれぞれの業務の特徴を踏まえ、所管行政庁が特定事業者ごとに「疑わしい取引の参考事例」を公表しているなか、金融庁は、疑わしい取引の参考事例として、預金取扱い金融機関、保険会社、金融商品取引業者、暗号資産交換業者の参考事例をウェブサイトに掲載し、これら事業者以外の事業者は、参考事例に準じた取扱いをするとしている。なお、これらに記載された取引の例はあくまで参考事例であって、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客等の属性、取引時の状況その他当該取引に係る情報を総合的に勘案して特定事業者において判断する必要がある、これらの事例に該当しない取引であっても、特定事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出の対象となる。

信託会社の参考事例はないものの、預金取

扱い金融機関及び金融商品取引業者の参考事例のうち、自社が取扱う業務の範囲・特性に当てはめて、疑わしい取引の届出の該当性の判断の検討に役立てることが望ましい。

(3) 信託に関する疑わしい取引の届出状況

2023年12月に公表された犯罪収益移転危険度調査書によると、令和2年から令和4年までの間の、信託に関係する疑わしい取引の届出件数は72件で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものとして、①取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引(28件、38.9%)、及び②暴力団員、暴力団関係者等に係る取引(17件、23.6%)が挙げられている⁽³⁹⁾。

(4) 疑わしい取引の抽出：取引フィルタリング及び取引モニタリング

マネロンガイドラインにおいて、ITシステムの導入、効率的かつ効果的なリスク管理は対応が求められる事項として掲げられており、届出べき「疑わしい取引」である可能性の高い取引を抽出するために、取引フィルタリング及び取引モニタリングに関する必要な体制を構築し、整備することが求められている⁽⁴⁰⁾。マネロンガイドラインにおいては、「取引フィルタリング」は、取引前や制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法（ネームスクリーニング）をいい、「取引モニタリング」は、過

去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法をいうとされている。

信託会社等に関する総合的な監督指針では、信託会社が行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客等や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築し、例えば、信託財産の移転や信託受益権の譲渡には犯罪収益の移転に寄与するリスクが伴うことを踏まえ、信託受益権の額の多寡や受益者の属性等に照らして、受益者の検出等を行なうことが求められている⁽⁴¹⁾。

疑わしい取引に該当するか否かの判断は、すべての取引について一律に同じ深度でチェックすることが義務付けられているものではなく、業者の判断でリスクに応じてチェックの深度が異なることも許容されている。顧客管理については、各事業者が自ら行う取引についてリスクを評価した書面等の内容を勧察して行われることになるため、取引フィルタリング及び取引モニタリングもリスクベースで行うべきであろう。

信託会社における取引フィルタリングでは、委託者のみならず受益者もその対象とし、取引モニタリングでは、信託財産の受益者への出金の金額・頻度等が信託の目的に照らして合理的なものかを検証する等、信託の特性を踏まえた態勢構築を行うことが有益である。以下は、信託会社における取引フィルタリング・取引モニタリングを活用した実務の一例である。

新規取引開始前	<ul style="list-style-type: none"> - 信託契約の委託者、受益者、信託スキームのその他の当事者（顧客等）について、ネームスクリーニングを実施し、制裁対象者等・反社会的勢力等を洗い出し、これらに該当する者との取引は謝絶する - 氏名だけでなく勤務先や旧姓等もフィルタリングの対象とする - ネームスクリーニングと合わせて、顧客等のネガティブ・ニュースのスクリーニングを実施し、結果を踏まえた顧客のリスク評価を行うことでリスクに応じた受入審査・継続的顧客管理を実施する
取引開始後	<ul style="list-style-type: none"> - 信託財産の追加・交付を取引モニタリングの対象とする - 信託財産の追加に際して受託する財産は、必要に応じて取引時確認の際に確認した取引の目的や顧客のプロファイルに照らして問題ないかを確認する - 顧客情報の更新時・制裁対象者リストの更新時には、その差分について遅滞なくスクリーニングを実施する - リスクに応じた頻度で定期的な顧客レビューを行い、その際に、レビュー対象期間中のネガティブ・ニュースのスクリーニングを実施する - 顧客レビューの際又は定期的に一定の頻度で、反社会的勢力リストとのスクリーニングを実施する

5. コルレス契約締結の際の確認

特定事業者（為替取引を業とする金融機関。信託銀行は含まれるが、信託会社は含まれない）は、外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（コルレス契約）を締結するに際しては、①当該外国所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な態勢を整備しており、当該外国の行政庁に相当する機関により適切な監督を受けている状態にあること、②当該外国所在為替取引業者が、業として為替取引を行う者であって監督を受けている状態にないものとの間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないことを、確認しなければならない（犯収法9条1項、2項）。

マネロンガイドラインにおいては、他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合においても、自らが行う他の業務と同様に、海外送金等によるマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減を着実にすることも求め

られている⁽⁴²⁾。

信託会社は、犯収法上の義務は負っていないものの、信託会社等に関する監督指針において、コルレス先の確認に加え、カスタディアンとの取引に係る契約についても犯収法9条に定めるコルレス契約と同等の態勢構築が求められている。そして確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合は、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断する必要がある⁽⁴³⁾。

確認は、コルレス契約の相手方から申告を受ける方法、行政庁に相当する外国の機関によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されている契約相手に係る情報を閲覧して行うものとされている（犯収法施行規則28条）。実務上、コルレス契約を締結する際には、ウォルフスバーグ・グループ（Wolfsberg Group）が公表している、契約の相手方となる金融機関のマネロン等対策に関する体制の整備状況を確認するための質問

票（Corresponding Banking Due Diligence Questionnaires (CBDDQ)）が広く利用されているほか、金融機関が独自の質問票を策定・利用することもできる。

6. 外国為替取引に係る通知義務

特定事業者（為替取引を行う金融機関）は、外国為替取引を行う場合は、当該取引に係る顧客の一定の情報（本人特定事項、その他主務省令で定める事項）を通知しなければならない（犯収法10条、犯収法施行規則31条1項）。マネロン・テロ資金供与等を効果的に摘発するためには、国際間の資金移動を追跡し、海外送金を行う者の情報交換が不可欠であるため、この通知義務が課せられる。上記「5. コルレス契約締結の際の確認」は、信託会社は法令上確認義務の対象となっていないのに対し、外国為替取引に係る通知義務の規定は、信託会社等一定の特定事業者を除外する書きぶりにはなっていない。しかし、逐条解説では、本規定は、国内での顧客からの送金依頼受付（窓口）銀行及び資金移動業者について

の規定であるとされている⁽⁴⁴⁾。

7. 特定事業者に求められる態勢整備

この規定はFATFの勧告を受けて、2014年犯収法改正により設けられたものである。特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずる必要がある（犯収法11条）。改正時のパブコメにおいては、本人特定事項に変更があった場合に、顧客等が特定事業者に対し変更の届出等が必要な旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずることを想定していると回答されている⁽⁴⁵⁾。また、定期的な顧客レビューの際に、取引時確認をした事項について変更の有無を確認することも有意義である。その他、特定事業者に対する様々な努力義務が設けられた（犯収法施行規則32条）。以下は、特定事業者の努力義務（抜粋）と留意点・具体的な措置の一例である。

犯収法11条1項各号に掲げる措置	留意点/具体的な措置の例
1号：使用人に対する教育訓練の実施	顧客に接触する部署に所属する役職員及びマネロン等対策の管理業務に携わる役職員に対する定期的な研修の実施。
2号：取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成	取引時確認の内容・方法等について定めた社内規程及びマニュアル等の作成。 自社の行う業務内容に照らして、特に兼業業務として信託以外の業務を行う場合は、各業務につき、取引時確認及び確認記録の保存・作成の可否を定める。
3号：統括責任者の選任	社内規程において統括責任者を選任し、その役割を規定する。
4号：犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置	

犯収法11条1項各号に掲げる措置	留意点/具体的な措置の例
<p>犯収法施行規則32条1項 1号：特定事業者作成書面等（リスク評価書）⁽⁴⁶⁾ の作成と見直し</p>	<p>国家公安委員会が毎年作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書のうち、自社に関する部分の記載の内容を勘案した上で、必要に応じて自社に特有のリスク要因を加味したうえで、自社が行う取引について、マネロン等のおそれの程度等について評価・分析し、その調査・分析の結果を記載した書面を作成する⁽⁴⁷⁾。毎年の犯罪収益移転危険度調査書の改訂に合わせ、リスク評価書を見直すこととする。自社の前年度中の業務の特性・内容の変化、顧客の属性とその変化、取引モニタリングのアラートの件数・誤検知率、及び疑わしい取引の届出等を踏まえて、リスク低減措置の有効性の検証・見直しを行う。</p>
<p>2号：リスク評価書の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること</p>	<p>「必要な情報」については、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認すること、外国PEPsであるかの情報収集を行うこと、実質的支配者と顧客等との関係を把握すること等が想定され⁽⁴⁸⁾、情報の整理・分析としては、例えば、疑わしい取引の届出を行うべき取引に該当するかを的確に判断するため、収集した情報について、取引と矛盾する点がないか・当該取引に疑わしい点がないかなどの観点から分析することが想定されているが⁽⁴⁹⁾、顧客に接触する部署の役職員から独立した立場のコンプライアンス担当者等が、顧客等やその関係者等について取引フィルタリングの結果をレビューし、取引時確認等で確認した事項の真偽を検証・分析する。</p>
<p>3号：リスク評価書の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること</p>	<p>定期的の確認記録・取引記録等をサンプルチェックする方法では不十分であり、内部監査や外部監査において精査を行ったとすることも不十分である⁽⁵⁰⁾。 コンプライアンス担当者等による取引フィルタリング・取引モニタリングのアラートのレビューを通じて、確認記録及び取引記録等の整合性を確認する。</p>
<p>4号：顧客等との取引がハイリスク取引⁽⁵¹⁾に該当する場合には、当該取引を行うに際して、当該取引の任に当たっている職員に当該取引を行うことについて業務統括管理者の承認を受けさせること</p>	<p>顧客受入方針等において、取引のリスクに応じたデューデリジェンスの深度や承認プロセス、取引の承認又は拒絶の要件等を規定する。</p>
<p>5号：ハイリスク取引⁽⁵²⁾について、第二号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した</p>	<p>取引のリスクに応じた情報の収集・整理・分析の深度や裏付け資料の必要性について定めるとともに、記録の保管方法も確認記録又は取引記録等と</p>

犯収法11条1項各号に掲げる措置	留意点/具体的な措置の例
書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること	ともに保存する。 なお、記録は、7年間保存する必要がある、犯罪収益移転危険度調査書において、当該取引がいかなる理由でハイリスク取引とされているかといったことに着目して、情報収集の分析結果等を作成することとなる ⁽⁵³⁾ 。
6号：取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること	本規定はマネロン等対策についての専門的な知識を有する者の採用を義務付ける趣旨ではなく、採用面接等を通じて必要な能力を身につける素養のある者を採用するといった趣旨である ⁽⁵⁴⁾ 。また、採用に際して少なくとも反社会的勢力でないことを確認する等の身元調査は検討に値する。
7号：取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること	監査は外部監査に限られるものでなく、内部監査や社内検査でも可とされている ⁽⁵⁵⁾ 。また、監査の頻度は、例えば、リスク評価書におけるリスク評価に基づき効果的かつ十分な頻度を設定する。

上記の他、特定事業者が特定業務に相当する業務を外国において行う場合又は外国会社の議決権の過半数超を保有する場合には、当該外国において取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保する等の努力義務も設けられている（犯収法施行規則32条2項）。

また、前述の通り、信託会社等に関する総合的な監督指針においても、マネー・ローンダリング等の防止に向けた態勢整備が求められており、信託業法又は兼営法に基づいて、取引時確認等の管理態勢について問題があると認められる場合には報告命令や、重大な問題があると認められる場合には業務改善命令等の対象となる場合がある。

第4節 外為法に基づく本人確認及び資産凍結等経済制裁への対応

1. 目的

外国為替及び外国貿易法（外為法）は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、国内・国際社会の平和及び安全の維持、経済の健全な発展等に寄与することを目的としている（外為法1条）。

2. 本人確認

2001年の米国同時多発テロ事件を受けて、2002年に本人確認を法的な義務とする改正が行われたことにより、金融機関等（信託銀行・信託会社も含まれる）及び両替業者は、外為法との関係でも、本邦から外国へ向けた支払等に係る為替取引（特定為替取引）又は非居

住者との間で資本取引を行う場合には、本人確認及び確認記録の作成・保存の義務を負うこととなった（外為法18条、18条の3）。信託の受託者として行う取引のうち本人確認義務の対象となるものは、信託の設定や受益者の指定・変更に係る取引と、信託受託者が信託財産の管理・運用を行う際の取引に係るものがある。

特定為替取引のうち本人確認の対象となるのは、①顧客による本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引、②居住者である顧客と非居住者の間で行う支払等に係る為替取引である（外為法18条）。ただし、十万円に相当する額以下のものは除かれる（外国為替令7条の2）。本人確認記録の保管期間は、特定為替取引が終了した日等から7年間である（外為法18条の3、2項）。

外為法20条各号に定める非居住者との間の資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（資本取引に係る契約締結等行為）を行う場合に、本人確認が必要となる（本人確認は不要とされているものは除く）（外為法22条の2）。

資本取引に係る契約締結等行為のうち本人確認の対象となる取引で、信託業務に関連するものとは、主として、①預金契約の締結（信託財産の管理・運用のために行う海外カस्टディアンとの契約締結等）、②信託契約の締結（非居住者である顧客との契約の場合、居住者である顧客との信託契約が外貨建てである場合）、③信託財産の運用のために行う非居住者との間の証券の取得又は譲渡（外国投資信託を信託財産の投資対象とする場合の当該外国投資信託の取得等）が挙げられる。

犯収法と比較すると、外為法において本人確認を行うべき事項は、顧客等及びその代表

者等の本人特定事項（本人特定事項の定義はほぼ同義、本人確認書類・補完書類の範囲も同様）であり、取引時確認までは要求されていない。また、既に本人確認義務を履行したことのある顧客等については、確認済の顧客等であることを確認すれば、本人確認手続きを省略できる点も共通している。従って、基本的には、犯収法上の取引時確認を行い確認記録及び取引記録等の作成・保存を行うという手続きを徹底することにより、外為法上の本人確認義務等も充足し得る（同一の相手方について犯収法と外為法それぞれの確認記録を作成・保存する必要はない）ものと考えられる⁽⁵⁶⁾。

3. 資産凍結等経済制裁

外為法において、対外取引が自由に行われることを基本としつつも、国際約束を誠実に履行するため必要があるとき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき等は、主務大臣（財務大臣及び経済産業大臣）は、所要の経済制裁措置を発動することができることとなっている。現在、こうした経済制裁措置として、イラク前政権の機関等及びイラク前政権の高官又はその関係者等、タリバーン関係者等やテロリスト等が資産凍結等措置の対象として指定されており、資産凍結等の措置の対象となる個人・団体向け支払、当該個人・団体との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とし、それらの取引を不許可処分にするにより資産凍結等の措置を実施している。

外国為替検査ガイドラインにおいては、資産凍結等経済制裁対象者の追加等への対応として担当者へのその内容の周知、システムに

より「制裁対象者リスト」を維持している場合には迅速な更新と照合による対象者との取引の有無の確認等が要求されている⁽⁵⁷⁾。

さらに、金融庁は、マネロンガイドラインにおいて、マネロン等対策の取組の一環として、制裁対象者リストの維持・更新・顧客等の氏名等との照合を行うことを金融機関に求めており、あいまい検索を実施する等、照合を幅広く行うべきとしている。

資産凍結等経済制裁に関連したリスクは、マネロン等のリスクと関連が深いことから、信託銀行及び信託会社においては、外為法に基づく経済制裁措置への対応もマネロン等対策の一部として態勢整備を行うことが望ましい。

【注】

- (1) 金融庁「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（令和3年2月19日）（以下「マネロンガイドライン）」、3頁
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- (3) 外国為替及び外国貿易法
- (4) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
- (5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- (6) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律
- (7) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法
- (8) 警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和4年）」、12頁
- (9) 2000年に金融監督庁に日本初のFIUが設定されたが、2005年にFATFが本人確認等の措置を講ずるべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大したことなどを踏まえ、疑わしい取引に関する情報の処理、分析を中心とするFIUの機能を、国家公安委員会・警察庁へ移管することとなった。
- (10) マネロンガイドライン、1頁
- (11) マネロンガイドライン、7頁
- (12) 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書（令和5年12月）」、107頁
- (13) 金融庁「マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2023年6月）」、56頁
- (14) 金融庁「マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2023年6月）」、53頁
- (15) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律
- (16) 警察庁「犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和4年）」、5頁
- (17) 「犯罪収益等」（犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（組織的犯罪処罰法2条4項））及び「薬物犯罪収益等」（薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（麻薬特例法2条5項）をいう（犯収法2条1項）。
- (18) 自己信託会社は、自己の固有財産で有する財産を自己信託するところ、固有財産で業務を行うことが前提となっているため、自己信託とは関係のない業務については「特定業務」には該当しないこととされている。
- (19) 平成27年改正犯収法政省令（平成28年10月1日施行）により、新たに定められた。「マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引」、又は「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」のいずれかに該当するものをいう。また、後者は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて判断するものとされ、例えば、疑わしい取引に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から典型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるもので、(i)資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引、(ii)定期的に返済はなされているものの、予定外に一括して融資の返済が行われる取引、が例示されている。（2015年パブリックコメント、56番）
- (20) ①又は②いずれの取引であるかにより、確認事項及びその確認方法が異なる。
- (21) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、42頁
- (22) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、60頁
- (23) (i)特定取引に基づき行われるなりすまし又は偽り疑いがある取引（その取引の基となる特定取引の締結

- に際して行われた取引時確認の際に、顧客等になりすましていた又は顧客等がその取引時確認に係る事項を偽っていた疑い)、(ii)ハイリスク国（イラン・北朝鮮）の居住者等との特定取引、又は、(iii)外国PEPs（Politically Exposed Persons）等との特定取引（犯収法4条2項各号）
- (24) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、36頁
- (25) 犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、140頁
- (26) 信託会社等に関する総合的な監督指針、3-5-9(2)
- (27) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、4頁
- (28) JAFIC（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課）犯罪収益移転防止法の概要（令和5年6月1日時点）、20頁
- (29) 犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、101頁
- (30) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、23頁
- (31) 犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、175頁
- (32) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、59頁
- (33) 犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、204-205頁
- (34) 犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、102-104頁
- (35) 2015年パブリックコメント、157番
- (36) 2015年パブリックコメント、158番
- (37) 信託会社等に関する総合的な監督指針、3-5-9(2)
- (38) 中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法（第4版）』（中央経済社、2019年）、191頁、犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、423頁
- (39) 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書（令和5年12月）」、107頁
- (40) マネロンガイドライン、14頁
- (41) 信託会社等に関する総合的な監督指針、3-5-9(2)
- (42) マネロンガイドライン、18頁
- (43) 信託会社等に関する総合的な監督指針、3-5-9(2)
- (44) 犯罪収益移転防止制度研究会編著『全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法』（東京法令出版、2023）、477頁
- (45) 2012年パブリックコメント、21番
- (46) 自らが行う取引について調査・分析し、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した書面
- (47) 2012年パブリックコメント、178番
- (48) 2015年パブリックコメント、182番
- (49) 2015年パブリックコメント、183番
- (50) 2015年パブリックコメント、186番
- (51) 上記3（1）のハイリスク取引と同義
- (52) 上記3（1）のハイリスク取引と同義
- (53) 2015年パブリックコメント、178番
- (54) 2015年パブリックコメント、195番
- (55) 2015年パブリックコメント、196番
- (56) 高橋良輔編著『マネロン・テロ資金供与対策の理論と実務』（きんざい、2022）、157頁
- (57) 外国為替検査ガイドライン「2-3 資産凍結等経済制裁への対応」、「2-4 資産凍結等経済制裁対象預金口座の管理等」、「2-5 資産凍結等経済制裁対象の支払等の管理」、「2-6 預金以外の資本取引又は役務取引の管理」

（ふじもと・なつこ）